



# 子育て1.2.3



## 特別支援学校 はあと相談 発達が気になるお子さんについての相談

**相談期間** 4月28日(火)～令和9年3月9日(火)  
**相談場所** 佐織特別支援学校  
**予約開始日** 4月21日(火)  
**予約受付時間** 午前10時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)  
**※事前に電話でご予約ください**  
**対象** 発達が気になるお子さんの保護者や教育または療育に携わっている方

問 佐織特別支援学校教育支援部はあと相談係 ☎(37)2061

## 就学相談のお知らせ

**相談時間・予約受付時間**  
 午前9時～午後4時  
 (土・日曜日、祝日を除く)  
**場所**  
 学校教育課・就学先小学校  
**内容**  
 小学校へ入学するにあたり、お子さんの学校生活について、心配なことや相談したいことがある方の就学相談を随時行っています。お子さんの様子によって、相談に多くの時間がかかることもありますので、年長児の方はお早めにお電話でご相談ください。



問 学校教育課 ☎(55)7136

## 特別支援学校見学会 知的な発達に遅れのあるお子さん

**佐織特別支援学校小学部見学会**  
**日時** 5月14日(木)9時50分～11時30分  
**場所** 佐織特別支援学校  
**対象** 新就学児(年長)の保護者  
**申し込み** 佐織特別支援学校小学部担当者

問 佐織特別支援学校小学部担当者 ☎(37)2061

## 国民年金保険料学生納付特例制度

～保険料の納付が困難な学生の方へ、納付が猶予される制度があります～

### 対象になる方は?

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校\*、一部の海外大学の日本分校に在籍する20歳以上の学生で、ご本人の前年の所得が下記の基準以下の方です。

### 【所得基準】

128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

なお、前年の所得が基準を超えている場合でも、退職(失業)した方は、退職(失業)したことを確認できる書類があれば申請できます。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

### 承認される期間は?

4月～翌年3月 ※年度ごとに申請が必要です。

### 学生納付特例が認められると?

- ・学生納付特例期間は、将来受け取る年金の受給に必要な期間に算入されます(ただし、年金額には反映されません)。
- ・10年以内であればあとから納めることができる追納制度があります。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に加算額が上乗せされます。

### 申請方法は?

- ・申請したい年度の4月1日以降に、下記のものをお持ちいただき、市役所または各支所で手続きをしてください。

【必ず必要なもの】学生証(在学証明書の原本でも可)

【あればお持ちください】基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

※退職(失業)した方は、雇用保険受給者証・雇用保険受給資格通知・雇用保険被保険者離職票等のうちいずれかの書類も必要です。

・学生納付特例制度は毎年申請が必要です。前年度申請された方には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が郵送されます。必要事項を記入し返送してください。

※日本年金機構からハガキが届かない場合は、市役所または各支所にて申請をしてください。

### 申請期限は?

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。複数年度の申請を希望される場合は、複数枚の申請書の提出が必要です。なお、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなる可能性があります。申請期限がまだ先の場合でも、万が一に備えお早めに申請してください。

◎学生以外の方で、収入の減少や失業などにより納付が困難な方については、「保険料免除・納付猶予制度」があります。

問 保険年金課 ☎(55)7119